

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	大阪市 子育てのための施設等利用給付関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、子育てのための施設等利用給付関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言します。

特記事項

子育てのための施設等利用給付関係事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

令和5年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育てのための施設等利用給付関係事務
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づき、保護者からの申込みにより、施設等利用給付(私学助成を受ける幼稚園等の施設への入所等)にかかる認定を行うとともに、保護者からの申込又は職権により、認定の変更及び取消しを行うとともに、利用者が負担していた施設への利用料並びに預かり保育事業にかかる利用料の給付を行う。 ・所得階層が一定未満の保護者については、副食費についても給付を行う。
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: center;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,000人以上1万人未満 10万人以上30万人未満</div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	総合福祉システム(施設等利用給付システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付を希望する幼稚園等利用者にかかる、世帯構成員・氏名・住所・生年月日・利用施設名・利用施設の利用期間・口座情報・所得情報。 ・施設等利用給付にかかる支給月などの管理
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他 ()</div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバ、連携するシステム全て)</div> </div>

3. 特定個人情報ファイル名	
施設等利用給付関連情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一第94の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第68条第7号から第11号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ①番号法第19条第8号別表第二第116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第59条の2の2 第6号から第11号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画担当
②所属長の役職名	こども青少年局長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
施設等利用給付関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	施設等利用給付を希望する幼稚園等利用者(児童)及びその世帯構成員(保護者等)
その必要性	施設等利用給付にかかる認定の可否決定等を行うため、利用者(児童)及びその世帯構成員(保護者等)の情報を保有している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定する、かつ、情報連携のキーとして保有 ・連絡先等情報①保護者への連絡等のため、②続柄情報から適切に副食費免除の可否決定をするため③出生、死亡、転出など世帯状況の変更を確認するために保有 ・地方税関係情報:保護者の収入や資産の状況を把握し、適切に副食費免除の可否決定をするために保有 ・児童福祉・子育て関係情報:子ども・子育て支援法等に基づく施設利用状況を把握するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護の適用状況を把握し、副食費の可否決定をするために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年1月1日
⑥事務担当部署	こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画担当

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各地方自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	施設等利用給付にかかる副食費の免除可否決定にかかる照会								
④使用の主体	使用部署	こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画担当							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	副食費免除にかかる可否決定に関する事務 ・子ども・子育て支援法第30条の2から第30条の11に基づき、利用者(児童)とその世帯構成員(保護者等)の所得の状況等を勘案し、副食費免除にかかる可否決定を行う。								
	情報の突合	<総合福祉システムに関わるもの> 地方税関係情報により、所得額等を確認する。 <統合基盤システムに関わるもの> 個人番号を突合することにより団体内統合利用番号を取得する。							
⑥使用開始日	令和4年6月20日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	システム保守・運用業務	
①委託内容	総合福祉システムの定常的な運用業務およびメンテナンス等の保守業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項	・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務 ・保守業務および運用支援業務における一部作業
委託事項2～5		
委託事項2	中央情報処理センター運用業務委託	
①委託内容	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務
委託事項3	基盤系システム統合基盤運用保守	
①委託内容	基盤系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書の規程に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務

委託事項4		バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託
①委託内容		バックアップ用媒体の運搬および保管業務委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		阪急阪神エステート・サービス株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		中央情報処理センター第二別館運用業務委託
①委託内容		バックアップ用媒体の管理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社オプテージ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<統合基盤システム>

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動自由、10.識別項目1、11.識別項目2、12.識別項目3、13.識別項目4、14.登録日時、15.更新日時

<中間サーバー>

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

<総合福祉システム(施設等利用給付システム)>

(1)施設等利用給付利用施設情報

1福祉台帳番号、2事業分類コード、3利用施設連番、4削除フラグ、5入所年月日、6退所年月日、7施設コード、8施設種別コード、9管轄区分コード、10受託市区町村コード、11受託市区町村コード枝番、12直近更新者ID、13設置場所コード、14更新番号、15端末ID、16更新年月日、17更新ユーザID、18画面・バッチID、19処理ID、20レコード適用開始日

(2)施設等利用給付所得情報

1福祉台帳番号、2事業分類コード、3対象年度、4所得履歴番号、5所得履歴内訳連番、6削除フラグ、7取消フラグ、8認定申請連番、9関係者履歴番号、10税履歴管理番号、11認定保護者福祉台帳番号、12適用開始年月日、13適用終了年月日、14算出年月日、15決定状況区分コード、16生保該当区分コード、17市基準所得区分コード、18国基準所得区分コード、19確認根拠コード、20市基準年齢区分コード、21国基準年齢区分コード、22市基準兄弟区分コード、23国基準兄弟区分コード、24所得算出対象内訳フラグ、25副食費区分コード、26副食費認定開始年月日、27副食費認定終了年月日、28副食費認定却下年月日、29副食費認定取消年月日、30処理コード、31設置場所コード、32更新番号、33端末ID、34更新年月日、35更新ユーザID、36画面・バッチID、37処理ID、38レコード適用開始日

(3)施設等利用給付認定情報

1福祉台帳番号、2事業分類コード、3認定申請連番、4変更履歴番号、5削除フラグ、6取消フラグ、7認定番号、8所管区コード、9認定状態コード、10認定申請事由コード、11関係者履歴番号、12管轄区分コード、13認定申請年月日、14認定申請受理年月日、15保育希望有無フラグ、16申請保育希望理由コード、17申請認定開始年月日、18申請認定終了年月日、19認定区分コード、20保育希望理由コード、21父母等続柄コード1、22父母等状況コード1、23父母等続柄コード2、24父母等状況コード2、25認定開始年月日、26認定終了年月日、27更新前認定終了年月日、28認定決定年月日、29認定却下年月日、30認定却下理由コード1、31認定却下理由コード2、32認定取次年月日、33認定取消年月日、34認定取消理由コード、35児童生年月日、36認定法令区分コード、37ひとり親世帯区分、38在宅障がい者有無、39直近更新者ID、40設置場所コード、41更新番号、42端末ID、43更新年月日、44更新ユーザID、45画面・バッチID、46処理ID、47レコード適用開始日

(4)施設等利用給付履歴管理情報

1福祉台帳番号、2履歴連番、3事業分類コード、4削除フラグ、5認定番号、6処理年月日、7処理コード、8所管区コード、9状態コード、10オンバッチ区分コード、11所得区分更新フラグ、12認定申請連番、13前回認定申請連番、14対象年度、15所得履歴番号、16設置場所コード、17更新番号、18端末ID、19更新年月日、20更新ユーザID、21画面・バッチID、22処理ID、23レコード適用開始日

(5)施設等利用給付給食情報

1福祉台帳番号、2履歴連番、3事業分類コード、4削除フラグ、5認定番号、6処理年月日、7処理コード、8所管区コード、9状態コード、10オンバッチ区分コード、11所得区分更新フラグ、12認定申請連番、13前回認定申請連番、14対象年度、15所得履歴番号、16設置場所コード、17更新番号、18端末ID、19更新年月日、20更新ユーザID、21画面・バッチID、22処理ID、23レコード適用開始日

(6)施設等利用給付児童月別利用料精算履歴

1福祉台帳番号、2施設コード、3対象年度、4認定番号、5削除フラグ、6利用料04月、7開所日数04月、8在籍日数04月、9利用料05月、10開所日数05月、11在籍日数05月、12利用料06月、13開所日数06月、14在籍日数06月、15利用料07月、16開所日数07月、17在籍日数07月、18利用料08月、19開所日数08月、20在籍日数08月、21利用料09月、22開所日数09月、23在籍日数09月、24利用料10月、25開所日数10月、26在籍日数10月、27利用料11月、28開所日数11月、29在籍日数11月、30利用料12月、31開所日数12月、32在籍日数12月、33利用料01月、34開所日数01月、35在籍日数01月、36利用料02月、37開所日数02月、38在籍日数02月、39利用料03月、40開所日数03月、41在籍日数03月、42設置場所コード、43更新番号、44端末ID、45更新年月日、46更新ユーザID、47画面・バッチID、48処理ID、49レコード適用開始日

(7)施設等利用給付精算履歴

1区コード、2施設コード、3対象年度、4処理年月、5精算集計区分、6削除フラグ、7利用料2歳児、8利用料3歳児、9利用料4歳児、10利用料5歳以上児、11割引額、12副食費、13その他加算額、14その他調整額、15副食費加算額、16副食費調整額、17設置場所コード、18更新番号、19端末ID、20更新年月日、21更新ユーザID、22画面・バッチID、23処理ID、24レコード適用開始日

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【認証方法】</p> <p><施設等利用給付システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等利用給付システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ネットワークユーザーIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザーIDを付与し、ユーザーIDとパスワードによる認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者は以下を遵守し、利用ユーザーIDを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> パスワードは第三者に知られないように管理する パスワードを秘密にし、パスワードの照会には一切応じない パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする パスワードは定期的に変更する OSでパスワードの記憶機能を利用しない設定としている パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末管理者に報告し、パスワードを変更する 使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる 生体認証を導入し、IDとの二要素認証としている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】</p> <p>悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。</p> <p>【リスクに対する措置】</p> <p>特定個人情報の取り扱いに係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><総合福祉システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>【リスクに対する措置】</p> <p><総合福祉システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、最新化した状態で保管する。 ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 	

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><施設等利用給付システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムについて、担当課のシステム責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規定等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は担当者に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、セキュリティ実施基準等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画担当 電話: 06-6208-8085 ファックス: 06-6202-6963
②対応方法	・問い合わせ内容を十分聞き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問い合わせについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

